

鳥取県米国関税政策対応サプライチェーン 再構築等緊急対策補助金

★海外現地での市場調査や展示会出展、商談実施などに加え、商品の企画・開発・試作など「試作品づくり段階」まで一貫して支援する補助制度です。

今回、交付申請の受付期間を「令和8年6月30日」まで延長しました！

【補助金の概要】

交付申請の 受付期間	令和8年6月30日まで（※予算がなくなり次第終了となります。）
補助対象者	現に米国との直接取引又は間接取引(第三国を経由した間接取引を含む)を行っている次の事業者 ・県内に本店、本社又は主要な事業所を有する県内中小企業者等 ・県内に主たる事業所を有する農業団体等 ※交付決定は、一事業者につき各年度1回限りとします。 ただし、令和7年度に交付決定を受けた事業の額の確定が完了していない場合は、額の確定が完了した後に新たな交付申請が可能です。
補助対象事業	米国の関税政策により強靱な外需獲得体制を整備するため、生産拠点の移転(日本国内への回帰を含む)や海外企業からの生産受託、取引相手国の見直し等、サプライチェーンやマーケットの再構築に緊急的に取り組む任意の事業 例えば・・・ ◎米国向け製品を欧州・東南アジア市場向けに改良&輸出 ◎中国から東南アジア地域、日本への生産拠点の移転 ◎海外メーカーからの製造委託に向けた取組み ◎海外展示会へ出展し、新規顧客への販路開拓を行う etc...
補助対象経費	海外展開マーケティング費用、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費(オンライン含む)、各種認証取得費、現地販路開拓委託費、通訳・翻訳費、商品企画開発費 等
補助率・ 補助限度額	・補助率：1/2 ・補助限度額：合計 400 万円 〔内訳〕 市場調査や展示会出展等に係る限度額：150 万円 商品企画・開発・試作品製作等に係る限度額：250 万円
補助対象期間	交付決定日から 12 ヶ月を経過する日まで 又は 令和9年2月20日までのいずれか早い日まで

【お問合せ先】

【県内中小企業者等の皆さま】 鳥取県 商工労働部 通商物流課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地) 電 話：0857-26-7661 ファクシミリ：0857-26-8117 メール：tsushou-butsumaru@pref.tottori.lg.jp	【農業団体等食品関係事業者の皆さま】 鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地) 電 話：0857-26-7806 ファクシミリ：0857-21-0609 メール：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp	WEB サイト↓↓ 
--	---	--

＜※本補助金は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施しています。＞